

◇この制度は、災害時や災害のおそれがある場合に、一人で避難することが困難な人を地域で支援するための制度ですが、必ず助けてもらえることを保証するものではありません。

◇地域での避難支援体制が整備されていない場合は、個別の支援を受けることが難しいことをご理解ください。

◇自治会未加入の人は、これを機会に加入しましょう。

◇登録いただいた人の個人情報は、市及び名簿提供先の避難支援等関係者において厳正に管理されます。日頃の見守りや災害時の避難支援以外の用途に利用されることはありません。

【事務局】

東近江市健康福祉部健康福祉政策課

〒527-8527

東近江市八日市緑町 10 番 5 号

TEL 0748-24-5512

IP 050-5801-0945

FAX 0748-24-5693

「東近江市避難行動要支援者 避難支援制度」のご案内



東近江市

避難行動要支援者避難支援制度とは

東近江市内に居住する在宅者のうち、一人で避難することが難しい人（「避難行動要支援者」といいます。）の名簿を市で作成し、災害時に安否確認や避難誘導を迅速に行えるよう、平常時から避難支援等関係者※へ名簿を提供して、日頃からの声かけ、見守り等に活用してもらう制度です。

名簿を提供するためには、対象者本人の同意が必要となります。

名簿は年に1回更新し、未回答者へは毎年意向調査を行います。

※避難支援等関係者とは

消防機関、警察機関、自治会、民生委員児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織、地域支援者のことを言います。

名簿に登録する項目

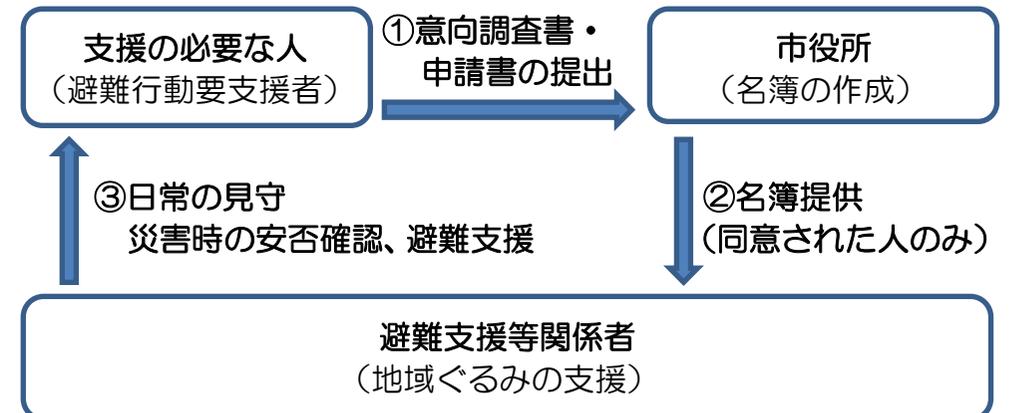
- ①氏名（フリガナ）
- ②生年月日
- ③性別
- ④住所又は居所
- ⑤世帯主
- ⑥電話番号その他連絡先
- ⑦避難支援を必要とする理由
- ⑧その他

名簿対象者について

名簿の対象者は、市内に居住する在宅者のうち、次の要件に該当する人としてします。（1月1日基準）

- ① 要介護1～5の認定を受けている人
- ② 身体障害者手帳1級、2級または下肢、体幹、移動機能障害3級を有する人
- ③ 療育手帳のA1、A2を有する人
- ④ 精神障害者保健福祉手帳1級、2級を有する人
- ⑤ 人工呼吸器・在宅酸素・吸引器などを使用している難病患者で、滋賀県から情報提供があった人
- ⑥ その他、支援が必要と思われる人

支援のしくみについて



※地域への情報提供に同意されない場合は、避難支援等関係者への情報提供は行いません。ただし、災害時には、避難支援に必要な限度で名簿情報を提供することが法律で認められています。